

「苦情申し出口の設置について」

令和7年4月1日

保護者各位

大光会 慈光保育園

社会福祉法第82条の規定により、慈光保育園では保護者からの苦情に適切に対応する体制を整えております。

慈光保育園における苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を下記により設置し、苦情解決に努めることといたしておりますので、お知らせいたします。

記

1. 苦情責任者 三浦 美恵子 慈光保育園 園長
2. 苦情受付担当者 鳥越 悠子 慈光保育園 主任保育士
3. 第三者委員 佐々木ヒロ [連絡先 電話095-824-4048]
松尾陽介 [連絡先 電話095-822-5731]
4. 苦情解決の方法
 - (1) 苦情の受付
苦情は面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時に受け付けます。
なお、第三者委員に直接苦情を申し出ることもできます。
 - (2) 苦情受付の報告・確認
苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決者と第三者委員（苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く）に報告します。第三者委員は内容を確認し、苦情申出人に対して、報告を受けた旨を通知します。
 - (3) 苦情解決のための話し合い
苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。
その際、苦情申出人は、第三者委員の助言や立ち合いを求めることがあります。
なお、第三者委員の立ち合いによる話し合いは、次により行います。
 - ア. 第三者委員による苦情内容の確認
 - イ. 第三者委員による解決案の調整、助言
 - ウ. 話し合いの結果や改善事項等の確認
 - (4) 都道府県「運営適正委員会」の紹介
慈光保育園で解決できない苦情は、長崎県社会福祉協議会（電話 846-8600）に設置された運営委員会に申し立てることができます。